

## 仕様書

## 1 業務名

自動車サプライヤーオープンイノベーション推進及びハンズオン支援実施事業実施委託業務

## 2 業務の目的

愛知県では、自動車産業を取り巻く CASE・MaaS といった新たな潮流に対し、本県の自動車産業が持続的な発展を遂げることが目下の課題と考え、2021年3月に「あいち自動車産業アクションプラン」を策定した。

この戦略に基づき、本県産業を支える中堅・中小自動車サプライヤーが引き続き競争力を維持し続けられるよう、電動化分野への対応や自動車産業以外の新分野へ進出することなどを含め、新事業の柱を獲得するための支援を実施するとともに、自動車業界を取り巻く大変革期を乗り越えるための機運を醸成する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月24日（月）まで

## 4 業務内容

CASE・MaaS の進展は、自動車産業を取り巻くこれまでの技術基盤やビジネスモデルを劇的に変化させる可能性がある。特に、電動化により不要となる部品に携わるサプライヤーにとっては、新規事業領域への進出が不可欠となる。そこで、中堅・中小自動車サプライヤーに対し、優れた技術シーズや特許を有する大企業とのオープンイノベーションを起点とした新規事業プロジェクトの推進や自社のコア技術を活用した新事業展開を支援する。

具体的には以下の（1）～（5）に掲げる支援事業の実施・運営及びそれに伴う業務について必要な事務を行うこと。

## 【事業の目標】

以上を踏まえて、次に掲げる事項を一体的に行い、ネットワーキングイベント（商談会）またはネットワークプラットフォームにおける10件以上の個別商談を実施する。また、8件以上の個別プロジェクトを立ち上げ、コーディネーターや各分野の専門家によるメンタリングやハンズオンサポートによる新事業展開に向けた支援を行う。

## （1）自動車サプライヤーオープンイノベーション推進事業の実施

## ① 支援対象

外部リソースの活用や外部連携を想定した新規事業展開を進める県内の中堅・中小自動車サプライヤー

## ② 業務内容

○ 新規事業の開発やオープンイノベーションのプロフェッショナルであるコーディネーター等を配置して、通年で中堅・中小自動車サプライヤーのオープンイノベーションを起点とした新規事業プロジェクトに係る支援（ティーチング・メンタリング）、フォローアップ、関係者との各種調整を行うとともに、ネットワークプラットフォームの活用またはネットワーキングイベントの開催をし、年度終盤に成果報告イベントを企画・開催する。

(ア) 新事業展開に係るティーチングプログラムの実施

中堅・中小自動車サプライヤーを中心に、新事業展開やオープンイノベーション推進に必要な知見・知識を学ぶ機会を提供する。

- ・全5回程度(1回あたり90分程度)の内容とし、7月～8月頃を目安として実施すること。
- ・参加企業による新事業展開やオープンイノベーション推進に関する着想、発案が促進され、実現に向けて論理的に思考が整理されるような内容となるよう企画すること。
- ・内容によっては、外部有識者を講師として招聘することを検討すること。
- ・(2)自動車サプライヤー新事業展開支援事業の参加企業も聴講できるよう工夫すること。

(イ) コーディネート事業(メンタリング)の実施

ティーチングプログラムに参加した中堅・中小自動車サプライヤーを中心に、オープンイノベーションを起点とした新事業開発プロジェクト3件程度を立ち上げ、そのプロジェクト推進のための伴走支援を実施する。

- ・コーディネーターを配置し、月に1回の面談、週に1回程度の簡易フィードバックの機会を設けること。
- ・上記(ア)新事業展開に係るティーチングプログラム実施後、8月頃に開始し、6ヵ月間以上実施すること。
- ・支援序盤のタイミングで、県の担当者とともに参加企業の現場を訪問し、事業実態の把握や保有技術の確認を行うこと(現場確認)。
- ・専門分野について対応するため、コーディネーターに加えて外部有識者を登用すること(参加企業のニーズに応じて適切な人材を選定し、月に一度程度面談することを想定)。
- ・新事業展開の方向性や参入を狙う市場、顧客ニーズ、製品戦略、収益モデル、有効な外部連携の手法等の検討の支援及びそれらを踏まえた実行計画を検討すること。

(ウ) ネットワーキングイベントの開催またはネットワークプラットフォームの活用

優れた技術シーズや特許を持つ全国の大企業等と県内の中堅・中小自動車サプライヤーのマッチングを目的として、「ネットワーキングイベント」を1回以上開催するか、「ネットワークプラットフォーム」を用意し、活用できるようにすること。

- ・ネットワーキングイベントまたはネットワークプラットフォームにおいて、面談件数20件程度を見込むこと。
- ・参加者の募集を含むイベントの開催に関連する一連の業務を実施すること

(エ) 成果報告イベントの開催

- ・上記(イ)コーディネート事業に参加した中堅・中小自動車サプライヤーの成果や関連する知見を共有する成果報告イベントを開催する。
- ・上記(イ)コーディネート事業終了後、3月に1回開催すること。

③ 実施体制

- コーディネーターは、週当たり3日間各種業務に従事し、オンラインまたは対面で面談や簡易フィードバックに対応できる体制とする。
- コーディネーターは必ずしも専従である必要はないが、専従でない場合は必ず複数人体制とし、統括者1名を定めることとする。
- コーディネーター等の旅費、相談・連絡体制の整備等、本事業の実施において必要

となる事項について、県との調整が円滑に行える体制とする。

- 事業の大半はオンラインで実施される想定であるが、ネットワークイベント（ネットワークプラットフォームではなく、ネットワーキングイベントを開催する場合）、コーディネーター事業における現場確認、成果報告イベントは原則オフラインでの開催とする。また、事業効果を高めることを目的に、必要に応じて適宜オフラインでの実施も検討すること。

④ 目指す成果

- ネットワーキングイベントまたはネットワークプラットフォームの活用による個別商談（10件以上）、県内の中堅・中小自動車サプライヤーによる新事業の個別プロジェクト（3件程度）の立ち上げにより新事業展開の成功事例の創出を図る。また、成果報告イベント等を通じて、県内自動車サプライヤーが100年に一度の大変革期を乗り越えるための機運を醸成する。

## （2）自動車サプライヤー新事業展開支援事業の実施

① 支援対象

社内コア技術（秘匿性の高いものを含む）の活用を前提とした新事業展開を進める県内の中堅・中小自動車サプライヤー

② 業務内容

- 県内に本社のある中堅・中小自動車サプライヤー（5社程度）を対象に、新事業展開に向けたハンズオン支援を行う。
  - ・月に1回以上の面談の機会を設けること。
  - ・8月頃を目安に開始し、6ヵ月間程度実施すること。
  - ・専門分野については、（1）（イ）で外部有識者を活用する機会を捉えて、当該業務でも必要に応じて活用できるよう工夫すること。
  - ・支援序盤のタイミングで、県の担当者とともに参加企業の現場を訪問し、事業実態の把握や保有技術の確認を行うこと（現場確認）。
  - ・年度終盤に成果報告会を実施すること（（1）の成果報告イベントと合同で実施しても良い）。
  - ・新事業の方向性や参入を狙う市場、顧客ニーズ、製品戦略、収益モデル等の検討の支援及びそれらを踏まえた実行計画を検討すること。
  - ・補助金等の公的支援制度の活用を検討するなど、事業期間終了後も参加企業が自発的かつ継続的に新事業展開に向けた取組ができる内容とすること。

③ 実施体制

- 支援に従事する人員は（1）のコーディネーターと共通または別の者でも可とするが、適切な支援を実施するため、自動車産業や新事業展開に関して豊富な経験・知見を持つ者を選任することが望ましい。
- 支援に従事する人員の旅費、相談・連絡体制の整備等、本事業実施において県との調整が円滑に行える体制とする。
- 事業の大半はオンラインで実施される想定であるが、現場確認、成果報告会は原則オフラインでの開催とする。また、事業効果を高めることを目的に、必要に応じて適宜オフラインでの実施も検討すること。

④ 目指す成果

県内の中堅・中小自動車サプライヤー（5社程度）が自社のコア技術を理解し、新事業展開に向けた事業計画書を作成する。

### （3）共通事項

本事業推進にあたっての共通事項として、以下の項目について留意する。

- ・参加企業の募集、申込受付及び問い合わせ等の事務及び対応を実施すること。
- ・事業の効果的な推進のために必要な広報を適宜実施するとともに、参加者募集やイベント実施、事業実施結果の情報発信のための Web ページや SNS 等を用いた効果的な情報発信を行うこと。
- ・本事業についてのプログラム名称を愛知県と調整の上決定すること。
- ・必要に応じて、参加企業に対して本事業内容に係る説明をオンラインまたは対面で実施すること。
- ・参加企業同士が、相互の連携を推進できるような提案をすること。

### （4）その他事業への連携・協力

県と調整の上、必要があると認められた場合、自動車サプライヤー支援に関する他の事業との連携・協力を行うこと。

### （5）業務実施結果報告書の取りまとめ

本業務の実施内容等を業務実施結果報告書として取りまとめること。

## 5 全体スケジュール（予定）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
共通事項				← 参加企業横の連携支援（随時） →							
	← Webページ・SNS等による情報発信 →										
オープンイノベーション推進事業	← 参加企業募集 →		← ティーチングプログラム →	★ 支援企業決定		← コーディネート（マッチング支援・メンタリング） →	●	← ネットワーキングイベント開催 →		● 成果報告会	
	← マッチング手段の活用 →										
新事業展開支援事業	← 参加企業募集 →			★ 支援企業決定			← ハンズオン支援 →			● 成果報告会	
	← [ ティーチングプログラム(聴講) ] →										

## 6 本委託業務実施に当たっての留意点

- （1）委託事業の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- （2）本委託業務の内容については、本仕様書及び「自動車サプライヤーオープンイノベーション推進及びハンズオン支援実施事業実施委託業務募集要項」に基づいて提出した企画提案書の内容を順守することとし、本委託業務の実施に当たっては、県と十分協議すること。

- (3) 本委託業務における打ち合わせや会議等については、議事録等を作成し、その都度、県に報告すること。
- (4) 本委託業務を円滑・適正に運営するために必要な組織体制、人員配置を行うこと。
- (5) 本委託業務の実施にあたり、個人情報、企業情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (7) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (8) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (9) 採用された企画の実行に当たっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (10) 業務終了後の現地検査にあたっては、経理書類の整理をあらかじめ行い、自主点検を実施するなど、効率的な検査の実施に努めること。なお、業務終了前に必要に応じて経理書類の整備状況について確認することがあるため、支出の都度、経理書類は整理しておくこと。
- (11) 本委託業務は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに業務実施結果報告書及び県が求める資料を提出しなければならない。
- (12) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかななければならない。
- (13) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (14) その他、仕様書に定めのない事項は、県との協議により定めるものとする。

## 7 成果物

### (1) 成果物と納入期限

成果物	納入期限
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施結果報告書 (A4版・縦5部、電子データ1式)</li> <li>・その他、県が指示したもの</li> </ul>	令和7年3月24日(月)

### (2) 納入場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課